

川俣町男女共同参画推進委員会公募委員選考実施要領

平成 28 年 6 月 7 日
企 画 財 政 課

1 趣旨

川俣町男女共同参画推進委員会公募委員に関する要綱(以下「要綱」という。)
第 10 条に基づき、公募委員の選考について、必要な事項を定めるものとする。

2 選考方法

(1) 採点

要綱第 8 条に定める選考基準の審査は、次の各号に定める点数配分により、別表により採点して行うものとする。

- ① 応募動機が論理的かつ明確であり、主張が理解されること 20 点
- ② 男女共同参画推進に関する考え方が、川俣町男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 1 号）第 3 条に定める基本理念に則しており、積極的な取り組みが期待されること 60 点
- ③ 地域社会等において、男女共同参画のまちづくり活動の推進が期待されること 20 点

(2) その他選考に当っての意見

選考委員会は、その他、選考に当っての意見を述べることができる。

3 選考結果の推薦

選考委員会は、前条の規定により採点及び意見を付したうえで、選考規準を満たすと認めた者の中から、3 名まで、町長に推薦することができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。